



発行所 日本行動療法学会・事務局
〒730 広島市中区東千田町1丁目1-89
広島大学総合科学部人間行動研究室内
Tel. 082-241-1221 内線3683
振替口座 広島 3-21155
発行責任者 内山 喜久雄
編集責任者 梅津 耕作

昭和63年度内山記念賞は坂野雄二氏他へ

内山記念賞選考委員長 筑波大学 小林 重雄

昭和63年度「日本行動療法学会内山記念賞」は7月16日に開かれた最終選考委員会において次の論文に決定した。

坂野雄二、前田基成、東條光彦「獲得された無力感の解消に及ぼすSelf-Efficacyの効果」（行動療法研究

13巻，2号，43～53）

内山記念賞の受賞は筆頭者が45歳未満という年齢制限があります。もうじき若手の研究者でなくなる方はとくにごんばって下さい。

日本行動療法学会第14回大会のお知らせ

昭和63年9月15日から17日まで、筑波大学学生会館を本会場として第14回大会を開催の予定です。

本大会では2つのシンポジウムと同様に5つの口頭発表セッションでも14分から25分までの総合討論の時間を設定いたしました。口頭発表のセッションもミニシンポジウムの形式になるのではないかと期待しております。本大会では、最初の試みとしてビデオセッションを設定し、具体的な場面をもとにした討論の場も活発な意見交換が期待されます。

東京駅八重洲南口のJRハイウェイバス乗場から、つくばセンター行きの「つくば号」で1時間程で筑波研究学園都市に到着できるようになりました。なるべく多くの会員の皆様にお出かけいただきたいと思えます。なお、15日には「行動療法で用いられるリラクゼーション技法」というテーマで研修会を行います。参加御希望の方はまだ余裕がありますので下記大会事務局研修会係まで早急に御連絡下さい。

16日	10:00-12:00 一般発表(1)(2)	13:00-16:00 シンポジウム 行動療法の失敗例 -その背景と臨床への示唆-	16:00-17:00 ビデオセッション	17:00-19:00 懇親会
17日	9:00-12:00 一般発表(3)	一般発表(4)(5)	14:00-16:30 シンポジウム 自閉児の治療教育 -その新たなアプローチ-	

行動療法研修会 行動療法で用いられるリラクゼーション技法 -その理論と実際-

日時：昭和63年9月15日（木：祭日）
午前10時～午後5時30分
場所：茨城県つくば市筑波研修センター
（Tel. 0298-51-5152）
講師：笠井仁（常葉学園大学教育学部）
佐々木雄二（筑波大学心理学系）

原野広太郎（筑波大学心理学系）
松原秀樹（エリザベート音楽大学）
研修内容：自律訓練法
自己弛緩法
漸進的弛緩法
事務局研修会係 0298-(53)4587 筑波大学 小林研究室 加藤

J A B T資格問題について（2）

資格問題等検討小委員会委員長 埼玉大学 梅津耕作

まずそのごの資格問題等検討小委員会の活動についてお知らせします。本年3月19日、5月21日、6月1日に会合を開き、ここでの試案をもとに常任理事会では4月2日、6月4日、7月16日と審議がなされました。しかしながらこの問題は学会活動における重大な案件です。われわれも慎重に関連事項をふまえて進めてゆきたいと思います。ここに御紹介するものもひとつの叩き台です。

第20号ニューズレターから変わった点について列挙してみますと、1）小委員会に坂野、根建両氏が幹事として加わったこと、2）基礎資格（申請資格）はJA

BT入会5年以上（もちろん会費未納のないこと）、3）単一資格とする、としつつも4）行動療法士の概念規定はどの様にするか、5）JABT資格認定制度規則に関連する細則整備と共にこれと対応して学会会則ならびに細則の改正や検討の作業などが残っていることです。

こうした諸点をふまえ以下の規則案を会員各位が検討され、9月の今年度総会の討議に参加されることを期待いたします。なおそれまでも種々の御提言を本小委員会メンバーにおきかせ下されば幸甚です。

日本行動療法学会資格認定制度規則（案）

〔通則〕

第1条 日本行動療法学会会則第4条第3項に基づき、会員に対し行動療法についての一定の学識と技能を有する行動療法士資格認定制度に関し本規則を制定する。

〔趣旨〕

第2条 日本行動療法学会資格認定制度は、日本における行動療法の正しい啓蒙と知識ならびに技能の普及と発展に資する為に、「行動療法士」の資格認定制度に関する諸事業を行い、それによってわが国民の医療・教育・健康・福祉の向上に貢献しようとするものである。

〔目的〕

第3条 第2条の趣旨および日本行動療法学会会則第4条第3項による日本行動療法学会認定「行動療法士」の資格認定は、本規則に基づいて行う。

〔資格認定の要件〕

第4条 「行動療法士」の認定を受けようとする者は、本学会会員に限る。
2. 資格認定に必要な他の要件は、別に定め

る細則による。

第5条 認定の申請ならびに手続きは、別に定める細則による。

〔資格認定〕

第6条 「行動療法士」の資格認定は、理事会の中におく審査委員会の議を経て、理事会が行う。

2. 審査委員会の運営は、別に定める細則による。

〔認定証〕

第7条 「行動療法士」として認定された者は、本学会が管理する行動療法士名簿に登録され、機関誌に公示される。

2. 行動療法士名簿に登録された者には、速やかに認定証を交付する。

3. 認定された者が本学会員でなくなった場合、もしくは認定証が失効した場合には、登録名簿から抹消され、機関誌に公示される。

4. 調査倫理委員会によって行動療法士として不適格と認められた場合には、登録名

簿から抹消されることがある。

5. 認定証の有効期限は5年とし、所定の手続きを経て更新することができる。

〔研修会〕

第8条 「行動療法士」の資質向上の為、学会認定研修会を行う。

2. 学会認定研修会の実施要項は、別に定める細則による。

附則1 本規則は、常任理事会の発議ならびに理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附則2 本規則は、昭和 年 月 日より実施する。

■今後作成すべき細則

1. 審査委員会細則（規則第6条の2に基づく）
2. 認定資格細則（規則第4条の2に基づく）
3. 認定手続き細則（規則第5条に基づく）
4. 学会認定研修会運営細則（規則第8条の2に基づく）
5. 行動療法士倫理綱領

■学会会則に関する改正および検討事項

1. 会則の改正（規則の親規則に相当する会則の改正、資格認定を学会の業務とする旨の明記）
2. 調査倫理委員会規則および倫理綱領（現在会則に欠落している倫理綱領の作成、および本規則第7条の4の親規則）

〈臨床心理士になるためには〉

日本臨床心理士資格認定協会

昭和63年3月に、日本臨床心理士資格認定協会が設立され、「臨床心理士」の資格認定が始まることになりましたので、その概略をお知らせします。

1. 資格を取得するための学歴、臨床経験等の基礎資格は次によります。

- 1) 学校教育法に基づく大学院研究科において、心理学を専攻する博士課程前期課程又は修士課程を修了後1年以上の心理臨床経験を有する者。
- 2) 学校教育法に基づく大学院研究科において、心理学隣接諸科学を専攻する博士課程前期課程又は修士課程を修了後2年以上の心理臨床経験を有する者。
- 3) 諸外国で上記1)または2)項のいずれかと同等以上の教育歴および2年以上の心理臨床経験を有する者。
- 4) 医師免許取得者で、取得後2年以上の心理臨床経験を有する者。
- 5) 学校教育法に基づく4年制大学学部において心理学または心理学隣接諸科学を専攻し卒業後4年以上の心理臨床経験を有する者。

2. 資格審査は書類審査、筆記試験及び口述審査により原則として年1回これを行う。

3. ただし、現在臨床活動をしている人を対象とする経過規約として次により審査を行い、これを認定します。

- (1) 学校教育法に基づく4年制大学学部又は旧大学令に基づく大学において心理学を専攻し、卒業後3年以上の心理臨床経験を有する者。
- 2) 学校教育法に基づく大学院研究科において、心理学を専攻する博士課程前期課程又は修士課程を修了後1年以上の心理臨床経験を有する者。同後期課程修了者においても1年以上の心理臨床経験を有する者。
- 3) 学校教育法に基づく4年制大学学部において心理隣接学科を専攻し、卒業4年以上の心理臨床経験を有する者。
- 4) 医師免許取得者で、取得後2年以上の心理臨床経験を有する者。
- 5) 旧制度の師範学校、高等師範学校等現制度の4年制大学に準ずる学校において心理学及び心理学隣接科学を専攻し、8年以上の心理臨床経験を有する者。
- 6) その他上記3)～5)項のいずれにも該当しない学校教育法に基づく4年制大学学部を卒業し、6年以上の心理臨床経験を有する者。
- 7) 諸外国で上記1)～4)項のいずれかと同等以

- 上の教育歴及び同等以上の心理臨床経験を有する者。
- (2) 資格審査を申請する者は、所定の申請書、学歴証明書、履修単位証明書、職歴証明書、業務内容証明書、研修証明書、スーパービジョン修了書、事例報告等に審査料を添えて申請する。
- (3) 「心理学を専攻する」者に関する基準は次の各項に準拠するものとする。
- イ) 4年制大学学部、又は大学院研究科の心理学名を冠する学科の卒業生又は修了者
- ロ) 4年制大学学部、又は大学院研究科の心理学名を冠する専攻コースの卒業生又は修了者。
- ハ) 4年制大学学部又は大学院研究科の特殊教育、児童学、人間科学等の名を冠する学科又は専攻コースの卒業生又は修了者で、その専攻の特徴や本人の取得単位の申請内容に応じて適格と認められた者。
- ニ) 旧制度の師範学校等の卒業生については、その履修単位に関する申請内容に応じてこれを評価し、適格と認められた者。
- (4) 本経過規約の有効期限は、昭和71年3月31日までです。
4. 「臨床心理士」の第1回の資格審査は昭和63年9月1日から申請受付が予定されていますが、試験実施要項等は学会誌等で公告しますのでご留意下さい。
5. なお詳細については日本臨床心理士資格認定協会監修「臨床心理士になるために」誠信書房980円をご参照ください。
6. 協会の所在地は113文京区本郷2-40-14 山崎ビル4F 03-817-0020
7. 日本行動療法学会も協会に加盟する予定ですが、加盟すれば学会の主催する研修会の参加者へは研修証明書を発行することが可能になります。

——— 内山理事長 学術会議会員に再選される ———

行動科学分野からの第14期日本学術会議会員を選ぶ推薦人会議が、5月11日に日本学術会議で開催された。

会議には、行動科学研究連絡委員会に所属する17学会から会員推薦人20人が出席し、選考の結果、当学会の内山理事長が第13期での着実な活動が評価され再選された。任期は昭和63年7月から3年間。行動科学の体系化、人間行動研究所の具体化、科研分科の新設、国際応用心理学会の開催などが課題になっている。2期目でもあり一段の活躍が期待される。

——— 学会役員選挙公示 ———

昭和64年～昭和66年度の学会役員選挙を次の日程で行うことを公示します。

1. 会員名簿作成 63年7月～63年10月
2. 役員選挙投票 63年10月～63年11月

役員選挙管理委員会

H. J. アイゼンク 《行動療法研究》特集号 日本行動療法学会編・岩崎学術出版社発売

目次・執筆● 巻頭言：特集号の刊行に当って＝内山喜久雄 喫煙、パーソナリティと健康＝H. J. アイゼンク 私の心理学研究：過去・現在・未来（英文）＝H. J. アイゼンク ハンス・ユージェン・アイゼンク：人とその業績＝今田寛 アイゼンクと神経症理論＝山上敏子 アイゼンクと臨床心理学研究の発展について＝松見淳子

●1987年9月、日本行動療法学会は世界的心理学者アイゼンク教授を迎えて、多彩な学術研究行事を開催した。本特集号は、アイゼンク教授自身ならびに関係者によるアイゼンク論であり、さらには同教授自身のパーソナリティ、健康、疾病、喫煙関係諸理論の集大成ともいべきものである。

●B5判並製 頒価1,200円（〒200円）